

「震災によって父母を亡くされた学生へのお見舞金」のお知らせ

# 震災でご父母等を亡くされた 学生・院生の方にお見舞金を お送りします

## (1) 支給する方の範囲

ご父母が亡くなった場合のほか、ご父母以外の方が主たる生計維持者であったときはその方が亡くなった時も対象です。亡くなった場合のほか、行方不明の場合も対象です。「震災や申請の時点で生協の組合員かどうか」等により支給できる場合と支給できない場合があります。社会人・聴講生・研究生等の方は対象外です。詳しくはお問い合わせください。

## (2) お見舞金の金額      お一人    3万円

## (3) 申請期間    2011年4月11日（月）～2011年7月29日（金）

## (4) 相談・申請場所

衣笠：志学館地下 衣笠センター

BKC：リンクスクエア1F    BKCくらしのサポートセンター

**大学生協の学生総合共済（生命共済）にご加入いただいていた方は、次の保障対象になります。上記相談・申請場所にご相談ください。**

○ご本人がケガで入院・通院をされた場合    所定の共済金

○お届けいただいていた扶養者が事故で亡くなられた場合

卒業予定年の満期日まで毎月10万円

○父母・扶養者が亡くなられた場合    お見舞い金として10万円

立命館生活協同組合